

土地利用規制法の採決強行に強く抗議し、その廃止を求めます(声明)

政府は6月16日未明、参議院本会議において、「土地利用規制法（重要土地利用規制法）」の採決を強行し、成立させました。この法律は「安全保障」を口実に、米軍や自衛隊関連施設、原発などの周辺1km範囲を、国が「注視区域」や「特別注視区域」に指定して利用を制限できるとしたもので、「特別注視区域」では、土地や建物の売買の際に、事前に氏名や国籍の届け出などが義務づけられます。また、国は区域を指定した上で、土地・建物の所有者を対象に氏名や国籍、利用状況などの個人情報を調査できるとされています。

本法案は、3月26日に閣議決定がされたにもかかわらず、ひと月以上もたった5月11日ようやく衆議院で審議入りし、わずか12時間の議論しか行わないまま、5月28日に与党が委員会採決を強行し、6月1日に衆議院本会議で可決されました。

この法律の最大の問題は、法律に書かれていることがあまりにも抽象的で、具体的内容の多くが、政令や告示で個別指定されることとなっている点にあります。軍事施設や原発などの施設機能への「機能阻害行為」を規制し、命令違反には懲役もしくは罰金刑の対象とするとしていますが、「機能阻害行為」とは何か、ということについては全く明確な定義がありません。政府の解釈次第で、軍事施設や原発などに対する抗議行動や監視運動などの市民運動までが「機能阻害行為」に含まれる可能性があり、運動の弾圧に利用される恐れもあります。

また、内閣総理大臣が調査のために必要がある場合、対象区域の利用者らの情報提供を求めることができるとされており、これも提供の対象となる情報や調査項目が、政令や告示で個別指定されることとなっていることから、調査内容が歯止めなく拡大する懸念があります。結果として、政府による違法な情報収集に法的裏付けを与えてしまう危険性があります。

日本国憲法第29条で保障された財産権を侵害しかねない内容となっているばかりでなく、思想及び良心の自由（第19条）や表現の自由（第21条）など、国民の知る権利や、自由に考え、表現し、行動する権利そのものを侵害しかねないものであり、違憲の疑いが極めて濃いものと言わざるを得ません。

長野県教職員組合執行委員会は、国会の会期末に、国民の基本的人権にかかわるこのような重要法案を、全く不十分な審議の状態ですら強行採決したことに対し、強く抗議するとともに、日本国憲法の立場に立って、土地利用規制法にかかわる、基本方針や政令・府令の策定、審議会の設置などの具体化について、しっかりとこれを監視し、具体化を阻止し、廃止に向けて奮闘する決意を表明します。

2021年6月21日

長野県教職員組合 執行委員会